

国民健康保険



療養費払い

療養費払いとは、本来保険が使える診療にかかった費用の全額を自分で支払い、あとで、その7割分(退職者本人と扶養の入院は8割分)を国民健康保険(国保)から支給する制度です。

急病や旅先(海外含む)で、被保険者証を持参しないで、受診したとき
医師が治療に必要と認められた補装具を作製したとき
骨折や捻挫などで柔道整復師の施術を受けたとき
医師の同意により、はり・灸・マッサージなどの施術を受けたとき
手術などで輸血に用いた生血代

とについては、施術者に療養費の受領を委任した場合は、一部負担金を、施術者に支払うだけで済みます。

保育園 4月入園児を募集します

第二次募集

市内22か所の保育園の一次募集が終わりました。
年齢によっては、定員に満たない園がありますので、再募集します。

受付期間 2月28日(木)まで
申込・問合せ 田無庁舎1階保育課 市内の各保育園
保育課(☎☎内線1531)



申請場所 保険年金課(田無庁舎2階・保庁舎1階)
申請に必要なもの 保険証・印鑑・診療内容明細書・領収書・世帯主の口座番号・医師の意見書(必要な場合もあり)など
種類によって必要書類が異なりますので、事前に保険年金課へお問い合わせください。
保険年金課(☎☎内線1472、☎☎内線2135)

高額療養費制度

高額療養費とは、被保険者の負担が多額とならないよう、一部負担金の額(保険診療分の3割または2割)が基準額を超えた場合、その超えた額を高額療養費として、国民健康保険から払い戻す制度です。ただし、差額ベッド料や入院時食事料など保険診療外の場合は、対象となりません。

こんなときに支給
同じ人が同じ月に、同じ病院などに支払った額が表1を超えたとき
同じ世帯で同じ月に3万円(住民税非課税世帯は2万1千円)以上の支払いが2人まで

表1 自己限度額 (月額)

住民税課税世帯	上位所得者	121,800円 (医療費60万9,000円を超えた分の1%加算)	
	上位所得者以外の人	63,600円 (医療費31万8,000円を超えた分の1%加算)	
上位所得者は、所得670万円を超える世帯			
住民税非課税世帯			35,400円

表2 4回目からの自己限度額 (月額)

住民税課税世帯	上位所得者	70,800円	
	上位所得者以外の人	37,200円	
上位所得者は、所得670万円を超える世帯			
住民税非課税世帯			24,600円

所得控除等の対象になります

国民健康保険料
国民健康保険に加入している方が、平成13年中(平成13年1月~12月)に納めた保険料は、「社会保険料控除」の対象になりますので、申告してください。
保険年金課(☎☎内線1481、☎☎内線2135)

国民年金保険料

国民年金に加入している方が、平成13年中に納めた保険料(下表1参照)は、家族の方を含めて全額が「社会保険料控除」の対象になりますので、申告してください。
納付月が平成13年1月~12月であれば、免除の追納や過年度分の金額も対象になります。
保険年金課(☎☎内線1493、☎☎内線2137)

介護保険料・サービス利用料

平成13年中に納めた介護保険料は、「社会保険料控除」の対象となりますので、申告してください。
申告額は、平成13年1月~12月に実際に納付した額(過年度分を含む)です。領収書の添付は不要です。
また、介護保険のサービスの利用料(下表2参照)についても「医療費控除」の対象となる場合があります。

その後、支給決定通知書を送付し、指定した口座に支給額を振り込みます。
保険年金課(☎☎内線1472、☎☎内線2135)

その後、支給決定通知書を送付し、指定した口座に支給額を振り込みます。
保険年金課(☎☎内線1472、☎☎内線2135)

表1 控除の対象となる国民年金保険料

	定額保険料		付加保険料	
1年前納	平成13年4月~平成14年3月			
	156,770円		161,480円	
6か月前納	前期分	後期分	前期分	後期分
	平成13年4月~9月	平成13年10月~平成14年3月	平成13年4月~9月	平成13年10月~平成14年3月
	79,150円	79,150円	81,530円	81,530円
158,300円		163,060円		
毎月納付(納付書で納めている方)	平成13年1月~12月			
	月額13,300円×12か月		月額13,700円×12か月	
159,600円		164,400円		
毎月納付(口座振替を利用されている方)	平成12年11月~平成13年10月			
	月額13,300円×12か月		月額13,700円×12か月	
159,600円		164,400円		

表2 控除の対象となるサービスと額

サービスの種類	条件	控除対象額	
訪問介護(家事援助を除く) 訪問入浴介護 通所介護 短期入所生活介護	居宅サービス計画に基づき、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導または通所リハビリテーション等の介護サービスと併用している場合	自己負担額(介護費用の1割)	
訪問看護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 通所リハビリテーション 短期入所療養介護	居宅サービス計画の有無にかかわらず、単独で利用した場合でも適用		
施設サービス	介護老人福祉施設		自己負担額(介護費用の1割)+食費負担額合計の2分の1
	介護老人保健施設		自己負担額(介護費用の1割)+食費負担額
	介護療養型医療施設		自己負担額(介護費用の1割)+食費負担額

教育委員会の開催日程

とき 2月26日(火)午後2時30分から
ところ スポーツセンター1階会議室
議題 行政報告
傍聴人数 10人
教育庶務課(☎☎内線2611)

審議会等開催情報

2月後半に開催される審議会等についてお知らせします。会議の日程・議題等は、変更となる場合がありますので、傍聴を希望する方は、あらかじめ担当課へお問い合わせください。会議開催予定は、市報のほか、西東京市ホームページ、両庁舎入口の掲示板でお知らせしています。
広報広聴課(☎☎内線1141)

会議名	とき	ところ	議題	傍聴人数	担当課(内線)
行財政改革推進委員会	2月19日・26日(火) 午前9時30分~正午	田無庁舎3階庁議室	答申項目について	5人	企画課(1120)
社会教育委員の会議	2月19日(火) 午後3時~5時	保谷庁舎3階教育委員会会議室	学校週5日制について	10人	社会教育課(2711)
まちづくり市民会議(市民との協働部会)	2月19日(火) 午後7時~9時	田無庁舎1階102会議室	NPO・ボランティアとの協働	10人	企画課(1111)
介護保険運営協議会	2月26日(火) 午後1時~3時	田無庁舎5階503会議室	各種調査結果報告	15人	介護保険課(2321)
総合計画策定審議会	2月28日(木) 午後6時~8時	田無庁舎5階501会議室	基本方針(案)について	10人	企画課(1122)
青少年問題協議会	2月27日(水) 午後1時30分~3時	イングリッシュビル3階 田無庁舎隣り第3・4会議室	今後会議の運営方法 [※]	10人	子育て支援課(1521)
健康づくり推進協議会	2月27日(水) 午後7時から	保谷庁舎4階B会議室	健康づくり推進事業の基本的な考え方 [※]	10人	健康推進課(2361)

介護保険料の納め忘れはありませんか

普通徴収の方の介護保険料第8期の納期限は、2月末日です。忘れずにお支払いください。
なお、第7期までの介護保険料に納め忘れがありましたら、至急お支払いください。
介護保険課(☎☎内線2321、2323)